別紙２８（治山事業に係る運用）

第１　事業内容

１　趣旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図り、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

２　事業の内容

本要領における治山事業（以下「本事業」という。）は、森林法（昭和26年法律第249号）第４条第５項の規定によりたてられた森林整備保全事業計画に基づき実施する同法第41条第１項に規定する森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業である。

３　事業実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする（ただし、沖縄県を除く。）。

４　対象区域

本事業は、民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日林野庁長官通知）（以下「補助要領」という。）に準じて知事が箇所別の事業計画（以下「全体計画」という。）を作成した区域を対象とする。

５　事業メニュー及び実施要件

実施要綱別表の事業メニュー欄の本事業の事業内容及び実施要件は、次表の内容欄に記載されているとおりとする。

区分	事業名	内容及び実施要件
１ 治 山 事 業	(1)予防治山	水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等の予防（治山施設の新設と併せて実施する既存施設の嵩上げ・増厚・流木捕捉機能の付加等機能の強化に係るものを含む。） --- １、２級河川以外の河川流域又は荒廃危険山地が存する地区であって、次の各号の１に該当するもの（集落等の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）。 １　農地（10ha以上のもの（農地５ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）に限る。以下同じ。）、ため池（貯水量３万ｍ３以上のものに限る。以下同じ。）、用排水施設（関

	係面積 100ha以上のものに限る。以下同じ。)、漁場（受益戸数20以上のものに限る。以下同じ）等の保護 ２　市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 ３　主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道、道路（道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)、港湾等をいう。以下同じ。）の保護 （２及び３については、農山漁村地域整備交付金実施要領に定める同交付金事業の対象箇所を除く。） （工事規模）１施行箇所の事業費 年度計画　山腹　　800万円以上 渓流　1,500万円以上 「「民有林補助治山事業実施要領」の一部改正等について」（平成23年3月31日付け 22林整治第2745号　林野庁長官通知）別紙３で定めた流木防止総合対策については、予防治山の実施において、準用するものとする。 なお、この場合、「復旧治山事業、保安林緊急改良事業及び保安林改良事業」とあるのは、「地域自主戦略交付金　治山事業　予防治山」に読み替えるものとする。
⑵ 地域防災対策総合治山	荒廃山地、荒廃危険山地等が存する一定地域や火山地域における山地災害の未然防止や、荒廃地等の復旧整備のため緊急に行う総合的な山地災害危険地対策 --- （地域防災対策総合治山） 山地災害危険地区（なだれ危険箇所を含む。以下同じ。）が存する一定地域であって、人家等50戸以上の集落（人家等が25戸以上50戸未満であって当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等50戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。）に直接被害を与えるおそれのある箇所であり、山地災害の未然防止を図るなど生活環境基盤の整備に資するため、山腹崩壊対策、土石流対策等総合的な山地災害危険地区対策を緊急に実施する必要があるもののうち、全体計画の工事規模が 2億円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。） （火山地域防災機能強化総合治山） 火山活動が活発化している地域又はその兆候が顕著な地域において、山地が荒廃し又は火山噴出物の堆積が著しく、次期の火山活動又は融雪・降雨等に起因して泥流、土石流等となって集落、公共施設等へ被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあり、民生の安定上放置しがたいもので、全体計画の工事規模が３億５千万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。）

	(3)治山施設機能強化	荒廃山地、荒廃危険山地等が存する地区において、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため、既存の治山施設を有効活用して、その機能の強化を図ることにより緊急に行う山地災害危険地対策 --- 山地災害危険地区が存する地区であり、既存の治山施設が存する地区であって、人家等10戸以上の集落等（人家等が５戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。）に直接被害を与える恐れのある箇所であり、全体計画の工事規模が３千万円以上のもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されており、同等の機能を有する治山施設の新設に係るコスト比較を行うものに限る。）
	(4)森林土木効率化等技術開発	水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防に係るものであって、地域の自然的・社会的実態に即した省力機械化工法、自然環境の保全に留意した工法、建設費縮減を図る工法、新技術を活用した工法、木材利用の拡大を図る工法等の開発普及を図るモデル事業 --- 「民有林補助治山事業実施要領」に定める復旧治山事業の採択基準を満たす地域で、全体計画の工事規模が3億5千万円以上のもの
	(5)林地荒廃防止	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害により被災した地域又は特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）に規定する特殊土壌地帯において、風倒木、流木等に起因する山地災害を未然に防止するために行う山地災害危険地対策 --- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定する激甚災害により被災した地域又は特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）に規定する特殊土壌地帯において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は風倒木・流木等が発生している山地等であって、民生安定上放置しがたいもので、次の各号のいずれかに該当するもの（集落の保護に係るものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。） １　人家 5戸以上の保護 ２　主要公共施設の保護 ３　農地（10ha以上のもの（農地５ha以上10ha未満であって当該地域

	に存する人家の被害を含め考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）に限る。）、ため池（貯水量３万ｍ３以上のものに限る。）、用排水施設（関係面積 100ha以上のものに限る。、漁場等の保護（受益戸数20以上のものに限る。） （工事規模）　１施行箇所の事業費 年度計画　400万円以上
(6) 山地災害総合減災対策治山	山地災害危険地区が複数存在する地域（集落）において、都道府県が市町村や地域住民と協働で減災計画を策定する、総合的な治山対策 --- （復旧治山タイプ） 山地災害危険地区において、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山及び地隙で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがあって、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので次の１から３までのいずれかと、４から６までのすべての条件を満たすもの。 １　市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 ２　主要公共施設の保護 ３　市町村地域防災計画等で指定される避難場所、避難経路（予定地を含む。）の保護 ４　３地区以上の山地災害危険地区が存する一定地域で実施するもの ５　都道府県が市町村や地域住民等と協働で策定する「山地災害減災計画」に基づき、住民参加型の総合的な防災・減災対策の実施が可能なもの ６　４で定める区域における全体計画の事業規模が7,000万円以上のもの （予防治山タイプ） 山地災害危険地区において、天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地で、崩壊又は土砂、流木等の流出により、下流に被害を与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもので、次の１から３までのいずれかと、４から６までのすべての条件を満たすもの。 （１から５までの各号は復旧治山タイプに同じ。） ６　４で定める区域における年度計画の事業規模が、山腹工事については800万円以上、渓流工事については1,500万円以上のもの
(7) 共生保安林整備	（ア）　生活環境保全林整備 市街地等の周辺に存する森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確

		実なものを含む。）の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備 （イ） 自然環境保全治山 自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮した工法や森林整備等により、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の高度発揮を図る （ウ） 環境防災林整備 市街地若しくは集落又は主要公共施設の周辺に存する森林法第25条第１項第１号から第７号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）の機能を高度に発揮させ、山地災害の防止等と併せて生活環境を保全・形成するための森林の造成改良整備 --- （生活環境保全林整備） 対象箇所は、次のいずれかに該当するものとする。 １ 次の各号のすべての条件を満たす地域 (1) 次のア及びイの両方の種類の保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）である地域で実施するもの ア 森林法第25条第 1項第 1号から第 7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林 イ 森林法第25条第 1項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するための保安林 (2) 森林の有する多目的な機能を高度に発揮させるための森林整備等を総合的に実施する必要のあるもの (3) 地方公共団体において当該事業の用地が確保されるもの (4) １箇所当たりの面積がおおむね 3ha以上であるもの ２ 生活環境を保全・形成のための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号のすべての条件を満たすもの (1) 上記１の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの (2) 年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの （自然環境保全治山） 対象箇所は、次のいずれかに該当するものとする。 １ 次のいずれかに該当する地域であって、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流及び天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地等のうち、主要公共施設又は集落に被害を与えるおそれのある箇所であって、景観、生態系等に配慮した工法等により整備する必要があり、全体計画の工事規模が 2億 5千万円以上のもの

	(1) 自然公園法に規定する自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域並びにその周辺地域 (2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域又は文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物（場所を特定できるものに限る。）の周辺地域 2　次のすべての条件を満たす地域 (1) 治山機能が高く、自然環境の保全の見地からの効用発揮が期待されるものであって、次のア及びイの両方の種類の保安林（保安林の指定が確実なものを含む。） ア　森林法第25条第 1項第 1号から第 7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林 イ　森林法第25条第１項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するための保安林 (2) 自然環境の保全のための効果が大きく、かつ、その効果が広域にわたるものであって緊急に整備を必要とするもの (3) １箇所当たりの面積がおおむね20ha以上であるもの 3　自然環境保全機能等の高度発揮を図るための森林の造成改良整備を併せて実施した治山工事の施行地（これと一体的に整備する地域を含む。）であって、次の各号のすべての条件を満たすもの (1) 上記１（事業規模の条件を除く。）又は２の(1)及び(2)の条件を満たし、荒廃地等の復旧整備、森林整備等を必要とするもの (2) 年度計画の工事規模が1,500万円以上のもの (環境防災林整備) 次の各号のすべての条件を満たすもの 1　森林法第25条第 1項第 1号から第 7号までに掲げる目的のいずれかを達成するための保安林（保安林の指定が確実なものを含む。）で実施するもの 2　森林の防災機能と環境保全機能の両方の機能を高度に発揮する必要があるもの 3　市街地若しくは集落（人家10戸以上）又は主要公共施設を保護するもの
(8)保安林管理道整備	治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持管理に資するために行う保安林管理道の開設・改良 --- 1　対象地域は、次の(1) から(4)のいずれかに該当するものとする。 (1) 地域防災対策総合治山の事業対象区域（事業対象地域の周辺の荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効果的に行う必要のある地域を含む。） (2) 荒廃地、荒廃危険地等の復旧・整備を計画的かつ効率的に行う必

		要のある山地治山事業の重点実施地域で次の条件のすべてを満たすもの ア　事業対象地域の面積がおおむね50ha以上のもの イ　当該地域の森林面積のおおむね50％以上が森林法第25条第１項第１号から第７号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの ウ　全体計画の工事規模が 5,000万円以上のもの (3) 林況が粗悪で、伐採することにより土砂の崩壊・流出をまねくおそれがある森林又は成林が困難となるおそれのある森林であって、山地災害の防止、水源かん養等の見地から、適正な維持、管理を必要とする施業規制保安林の存する地域で次のすべての条件を満たすもの ア　事業対象地域の面積がおおむね50ha以上のもの イ　当該地域の森林面積のおおむね50％以上が皆伐施業が許されていない森林法第25条第 1項第 1号から第 7号までの保安林に指定されているか又は指定されることが確実なもの ウ　全体計画の工事規模が 5,000万円以上のもの (4) 過密化し、表土が流出する等水土保全機能が著しく低下した保安林であって、表土の流出による崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として保安林整備事業を実施する地域で次の条件のすべてを満たすもの ア　事業対象地域の面積がおおむね50ha以上のもの イ　当該地域の森林面積のおおむね50％以上が森林法第25条第１項第１号から第７号までの保安林に指定されているか、又は指定されることが確実なもの ウ　全体計画の工事規模が 5,000万円以上のもの ２　全体計画の事業規模が 5,000万円以上のもの

６　全体計画について

(1) 全体計画書

知事は、事業開始初年度の前年度末までに全体計画を作成し、制度要綱第５に定める事業実施計画の提出後、速やかに林野庁長官へ提出するものとする。全体計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ) 対象区域等の現況

(ｲ) 期待される森林の公益的機能

(ｳ) 荒廃現況

(ｴ) 整備目的等

(ｵ) 整備方針

(ｶ) 他事業との関連

(ｷ) 事業量
(ｸ) 全体計画図
(ｹ) 施行予定期間
(ｺ) 事業評価の概要
(ｻ) 反映した地域の関係者の意向の内容

(2) 全体計画の変更

(ｱ) 全体計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

① 総事業費の変更であって、物価又は労賃の変動によるものを除く30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

② その他必要があるとき

(ｲ) 事業実施主体が全体計画の重要な部分の変更を行ったときは、別記様式２により林野庁長官へ提出するものとする。

7　年度計画について

(1) 年度計画書

知事は、全体計画を踏まえ、毎年度、当該年度に実施する治山事業に関する計画書（以下「年度計画書」という。）を前年度末までに作成し、制度要綱第５に定める事業実施計画の提出後、速やかに林野庁長官へ提出するものとする。

年度計画書の内容は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ｱ) 治山事業の実施目標
(ｲ) 山地災害危険地区における治山事業の計画等
(ｳ) 事業区分別の事業量
(ｴ) 事業実施箇所別の事業実施計画(共生保安林整備事業を除く。)
(ｵ) その他必要な事項

(2) 年度計画書の変更

知事は、年度途中において事業実施箇所を廃止し、又は事業実施箇所を追加する場合には年度計画書を変更するものとし、あらかじめ当該変更につき林野庁長官に提出するものとする。

8　設計について

(1) 設計書の作成

(ｱ) 知事は年度計画書に基づいて交付金の交付申請を行うにあたっては、あらかじめ設計書（設計総括書及び箇所別設計書）を作成するものとする。

(ｲ) 設計書は、「治山技術基準」（昭和46年3月27日付け46 林野治第 648号林野庁長官通達）「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年３月31日付け12林野計138号林野庁長官通知）「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」（平成11年４月１日付け11林野計第133号）及び「補助治山事業に伴う損失補償の取扱いについて」（昭和43年１月25日付け43林野治第１号林野庁長官通達）に準じ

て作成するものとする。

(2) 設計書の確認

知事は、(1) により設計書を作成する場合には、設計総括書にあっては、そのすべてを、箇所別設計書にあっては、次の各号の１に該当するときは、あらかじめ林野庁長官に確認するものとする。

ア　１箇所の設計額が年度計画書の実施予定額に比較して30％以上増減するとき（増減額が 150万円以下の場合を除く。）

イ　その他必要があるとき

第２　国の助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、都道府県に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

(1) 工事費

(ｱ) 本工事費

(ｲ) 付帯工事費

(ｳ) 測量及び試験費

(ｴ) 用地費及び補償費

(ｵ) 機械器具費

(ｶ) 全体実施設計費

第３　治山事業連絡調整会議における調整

知事は、全体計画を作成する際には、治山事業連絡調整会議の設置について（平成17年11月４日付け17林整治第836号林野庁長官通知）に基づき森林管理局が開催する治山事業連絡調整会議における調整内容を踏まえて作成するものとする。

第４　維持管理

１　知事は、事業施行地の適正な維持管理に努めるものとする。

２　知事は、事業実施年度の翌年度の４月30日までに事業区分ごと及び事業実施箇所ごとに事業の内容、施設の点検整備の状況等を記録した台帳を作成し、保管するものとする。

第５　様式

年度計画書の提出及びその変更の確認、設計書及びその変更の確認並びに治山台帳は、別記様式によるものとする。

第６　経過措置

１　農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年４月１日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）別紙１の１の（２）のイに基づき実施してきた箇所であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する箇所については、本事業へ移行されたものと見なす。

２　１により移行された箇所については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

３　農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月１日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙２８の第２の規定に基づいて、平成23年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要領に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別記様式
様式１

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名　印

平成　　年度治山事業年度計画書の提出について

平成　　年度治山事業計画書を下記のとおり提出します。

記

１　平成　　年度治山事業計画目標
２　平成　　年度治山事業計画総括表
３　平成　　年度治山事業計画経費区分表
４　平成　　年度○○事業計画明細表
５　平成　　年度○○事業箇所別実施計画表
６(1) 平成　　年度主要労務資材アップ率算出基礎表
　(2) 平成　　年度治山事業単価表
７　平成　　年度治山事業計画位置図

１　平成　　年度治山事業計画目標

県（都道府）

項　　目	計　　画　　目　　標
計画規模 計画目標 (1) 重点事項 (2) 事業別目標 山地災害危険地区における治山事業の計画等 他事業との関連 そ　の　他	

記載注意
１　災害の発生状況、地域開発の状況、保全対象等からみた計画規模及び計画目標を簡潔に記入する。
２　他事業との関連は、砂防、ダム、河川事業等との関連について簡明に記入する。
３　その他は、実施体制、計画実施上の問題点について簡明に記入する。

２　平成〇〇年度治山事業総括表

（区分　　）　　県（都道府）

事　業　区　分	前年度当初予算（A）	〇〇年度計画（B）	対前年比（B/A）	〇〇年度計画箇　所　数	備　　考

記載注意

1　所管区分ごとに別葉とし、所管区分ごと合計した表も作成する。また、琵琶湖、水源地域に係る数値は〈　〉内書とする。

2　事業区分は、当該年度の予算費目に応じて最小の単位（目、目細、目細々、積算内訳までの区分を言う。）まで細分して記入する。

3　金額は工事費とし、単位千円で記入する。

4　対前年比は、小数点以下２位四捨五入１位止めとする。

5　国庫債務負担行為に係る数値は、歳出年度に含め上段（　）内書とする。

３　平成〇〇年度治山事業計画経費区分表

（区分　　）　　県（都道府）

事業区分	工事費					設計監督費	合計	備考
	本工事費	機械器具費	営繕費	工事雑費	計			
合計								
工事費に対する比率								

記載注意

１　所管区分ごとに別葉とする。

２　金額は、単位千円とする。

３　工事費に対する比率は％（小数点以下２位四捨五入１位止）で記入する。

４　備考には、機械器具費、営繕費の内訳を簡明に記入する。

4　平成〇〇年度〇〇事業計画明細表

（区分　　）　　県（都道府）

流域	箇所		実施計画										＊事業実施状況							
	番号	郡(市)町 (村)大字字	保安林	災害内容	特殊立法区分	新継別	計画		順位	実施区分	＊確認額	実施予定額	当初設計				変更設計			変更申請額
							本工事費等	計画内容					確認月日	設計額	確認結果	申請額	確認月日	設計額	確認結果	

記載注意

1　事業区分ごと、所管区分ごとに別様とする（ただし、共生保安林整備事業に係るものについては作成を要しない)。

2　番号は、事業区分ごと一連番号とし、「様式１－５　平成○○年度○○事業箇所別実施計画表」の番号と一致させる。

3　保安林は、保安林種を略号で記入する。（例　指定済･･･(水)、指定予定･･･水、指定済保安施設地区･･･(施)、指定保安施設地区･･･施）なお、保安林編入年（指定予定のものは、指定予定年月日）を併記する。

4　災害内容は、災害の発生年を記入する。なお、山地災害危険地区（略号･･･(危)）、都市周辺及び集落（略号･･･(都)）に該当する場合は、その旨を併記する。

5　特殊立法等の区分は、次の特殊立法等について略号で記入することとし、同一箇所で重複するものは併記する。

(1) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項に規定する豪雪地帯･･･････豪
同条第２項に規定する特別豪雪地帯･･･(豪)

(2) 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）･･･土

(3) 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和47年法律第64号）･･･琵

(4) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）･･･源

(5) 林業振興地域育成対策事業実施要領（昭和55年４月７日付け林野計第139号農林水産事務次官依命通知）･･･林

6　新継別は、新規着工の場合は、新、継続着工の場合は、継と略号で記入する。

7　金額は、単位千円とする。

8　計画内容は、主たる工種、数量を記入する。（例　コンクリート治山ダム１基500㎥、山腹工0.5ha、）

9　＊欄は空欄とする。（以下各様式も同様とする。）

10　実施予定額は、打ち合わせ終了後内示に基づいて記入する。

11　各事業の最終欄に「その他経費」欄を設け、機械器具費、営繕費、工事雑費を一括計上し、事業別の合計は、「様式２－２　平成○○年度治山事業計画総括表」の工事費と一致させる。

(2)　計画図

計画図は計画平面図、縦横断図、構造図とし、次により作成する。

ただし、地域防災対策総合治山、治山施設機能強化及び森林土木効率化等技術開発にあっては、位置図（縮尺２万５千分の１から２０万分の１の地形図)、概況図（縮尺５千分の１から２万５千分の１)、計画平面図（縮尺２千５百分の１から２万５千分の１)、縦断面図、横断面図（20m間隔及びその他必要な点)、構造図とする。

ア　縮尺は適宜とする。

イ　計画平面図には、全体計画の工種配置、既設工事、当該年度の計画、他事業の実施状況、被災保安林の区域等を記入する。また、当該年度計画の主要工作物には、長さ、高さ、天端厚、下流法、体積等を記入する。

ウ　位置図には周辺の保安林の位置、被災保安林の区域、計画区域等を記入する。

エ　保安林管理道整備事業の位置図及び計画平面図には次の事項を記載する。

（ア）対象区域‥‥‥桃色線で周囲を囲む。

（イ）保安林区域‥‥‥淡青色線で周囲を囲む（非皆伐施業保安林は、淡青で塗る。)。

（ウ）治山施設の配置‥‥‥設計書作成要領の工種により、当該年度計画は赤、既設は緑、将来計画は黄で記入し、施工（予定）年度の数字を丸囲いをして記入する。

（エ）保安林整備区域等‥‥‥計画は赤、既設は緑で塗り、将来計画は黄緑で周囲を囲み、施工（予定）年度の数字を丸囲いをして記入する。

（オ）地区指定事業の区域‥‥‥地区指定事業区域を、計画は淡赤線、既設は淡緑線で周囲を囲む。

（カ）林道‥‥‥既設は黒実線、計画黒破線で記入する。

（キ）保安林管理道‥‥‥開設は赤実線、改良は赤破線で記入することとし、そのうち当該年度計画分と将来計画の区分がわかるようにする。

オ　地域防災対策総合治山事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

（ア）対象区域‥‥‥桃色線で周囲を囲む。

（イ）山地災害危険地区等区域‥‥‥茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。

（ウ）整備対象区域‥‥‥赤色線で囲む。

（エ）直接保全対象区域‥‥‥黄色線で囲む。

（オ）保安林区域‥‥‥淡青色線で囲む。

（カ）治山施設の配置‥‥‥設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。

（キ）山地災害予知施設の配置‥‥‥それぞれの設置観測施設等について、頭文字を○で囲んで表示する。

（ク）防災拠点林整備区域‥‥‥淡紫色で塗る。

（ケ）森林の造成整備区域‥‥‥黄緑色で塗る。

（コ）土石流等拡散防備林‥‥‥橙色で塗る。

（サ）他所管事業‥‥‥区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

（シ）その他保安林管理道等の計画がある場合には適宜記入する。

カ　火山地域防災機能強化総合治山事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。

（ア）対象区域‥‥‥桃色線で周囲を囲む。

（イ）山地災害危険地区等区域‥‥‥茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。
（ウ）整備対象区域‥‥‥赤色線で囲む。
（エ）直接保全対象区域‥‥‥黄色線で囲む。
（オ）治山施設の配置‥‥‥設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
（カ）防災拠点林整備区域‥‥‥淡紫色で塗る。
（キ）火山活動等観測施設の配置‥‥‥それぞれの設置観測施設等について、頭文字を〇で囲んで表示する。
（ク）保安林管理道‥‥‥開設は赤色実線、改良は赤色破線で記入。
（ケ）他所管事業‥‥‥区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

キ　森林土木効率化等技術開発事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。
（ア）対象区域‥‥‥桃色線で周囲を囲む。
（イ）山地災害危険地区等区域‥‥‥茶色点線で周囲を囲み危険地調査番号を付す。
（ウ）整備対象区域‥‥‥赤色線で囲む。
（エ）直接保全対象区域‥‥‥黄色線で囲む。
（オ）保安林区域‥‥‥淡青色線で囲む。
（カ）治山施設の配置‥‥‥設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
（キ）他所管事業‥‥‥区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

ク　生活環境保全林事業の概況図及び計画平面図には、次の事項を記載する。
（ア）対象区域‥‥‥桃色線で周囲を囲む。
（イ）整備対象区域‥‥‥赤色線で囲む。
（ウ）直接保全対象区域‥‥‥黄色線で囲む。
（エ）保安林区域‥‥‥淡青色線で囲む。
（オ）他法令関係‥‥‥自然公園法、自然環境保全法、文化保護法等の区域は、茶色で囲む。
（カ）治山施設の配置‥‥‥設計書作成要領の工種により計画は赤、既設は緑で記入する。
（キ）森林の造成整備区域‥‥‥黄緑色で塗る。
（ク）他所管事業‥‥‥区域内に他所管事業がある場合には黒色で記入する。

(3)　状況写真

状況写真は、計画対象地の全景、荒廃状況、被害状況、保全対象、計画位置、既設工作物との関連状況等が判断できる写真とし、写真には主要工作物状況及び周辺の環境状況等が判別できるよう留意する。地域防災対策総合治山事業、火山地域防災機能強化総合治山事業にあっては航空写真を添付する。

6－(1)　　平成〇〇年度主要労務資材アップ率算出基礎表

県（都道府）

区　分	名　　称	単　　価					備　　考
		前　年　度		○○年度（C）	アップ率		
		当初（A）	最終（B）		C／A	C／B	
		円	円	円	%	%	

記載注意

1　主要労務及び主要資材について記入する。

2　アップ率の記入に当たっては、小数点以下２位四捨五入し、１位止めとする。

6－(2)　　平成〇〇年度治山事業単価表

県（都道府）

事業区分	工種	前年度単価		○○年度単価（C）	アップ率		算　出　根　拠									備考
		当初（A）	最終（B）		C／A	C／B	構成比			アップ率						
							労務	資材	その他	対当初			対最終			
										労務	資材	その他	労務	資材	その他	
		円	円	円	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	

記載注意

1　都道府県内の標準的な単価について作成する。

2　アップ率、構成比の記入に当たっては、小数点以下２位四捨五入し、１位止めとする。

7　平成○○年度治山事業計画位置図

(1)　都道府県全体図（20万分の１地形図、北海道は60万分の１地形図）を用いて作成する。

(2)　計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式２－５平成○○年度○○事業計画明細表」と同一番号を付する。

予防治山	黄	予
地域防災対策総合治山	黄	防災
火山地域防災機能強化総合治山	黄	火
治山施設機能強化	赤	機
森林土木効率化等技術開発	黄	森開
林地荒廃防止	黄	荒
山地災害総合減災対策治山	黄	減
生活環境保全林整備	紫	生
自然環境保全治山	紫	自
環境防災林整備	紫	環
保安林管理道整備	緑	管

なお、離島振興法（昭和28年法律第72号）適用の計画には(リ) を付する。

(3)　流域界は、赤太線（２㎜）で区画した流域名を付する。

(4)　国有林は、淡緑色、砂防計画は黒色(砂)、既設保安林は淡青色、計画保安林は淡青ハッチとする。

(5)　治山計画箇所は代表的な写真を添付する。

様式２

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名　印

治山事業における全体計画書の変更について

治山事業における全体計画書を別紙のとおり変更したいので提出します。

（別紙）

全体計画変更理由書　　県（都道府）

<table>
<tr><td>計画番号</td><td></td><td>流域名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>箇所名</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="3">全体計画</td><td colspan="3">実績</td><td colspan="3">変更全体計画</td></tr>
<tr><td>施行予定期間</td><td colspan="2"></td><td>施工期間</td><td colspan="2"></td><td>変更施行予定期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工種</td><td>数量</td><td>工事費</td><td>工種</td><td>数量</td><td>工事費</td><td>工種</td><td>数量</td><td>工事費</td></tr>
<tr><td>工事費計
設計監督費等
事業費</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">変更の理由：</td><td colspan="3">再評価実施状況：</td></tr>
<tr><td colspan="6" rowspan="5"></td><td colspan="3">確認結果</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
<tr></tr>
</table>

記載要領

１．施行予定期間の欄は，当初計画の様式１－４の期間を転記し，施工期間の欄は，中断期間等を含んだ実施期間とする。また，変更施行予定期間は，変更後の施工期間を記載する。

２．変更理由は，必要に応じて別途資料を添付する。

３．様式１－１～１－６の変更が伴う場合は,変更全体計画と読み替えて各様式を添付する。

様式３

番　　号
年　月　日

殿

県（都道府）知事　氏　　名　印

平成○○年度治山事業年度計画書の変更について

平成○○年度治山事業年度計画書を下記のとおり変更したいので確認願います。

記

１．平成○○年度　治山事業変更計画総括表
２．平成○○年度　○○事業変更計画明細表（廃止の場合は提出を要しない。）
３．平成○○年度　○○事業変更箇所別実施計画表（廃止の場合は提出を要しない。）

記載注意

(1)「２．平成○○年度○○事業変更計画明細表」の様式は「様式１－４　平成○○年度○○事業計画明細表」を。「３．平成○○年度○○事業変更箇所別実施計画表」の様式は「様式１－５　平成○○年度○○事業箇所別実施計画表」を準用する。

１　平成○○年度治山事業変更計画総括表　　県（都道府）

事業区分	計画番号	変更区分	箇所				変更内容		変更理由	確認結果
			群(市)	町(村)	大字	字	本工事費等	計画内容		

記載注意

１　変更区分は、追加、廃止に区分して記入する。
２　追加の場合の計画番号は、当初計画の一連番号とする。
３　変更内容は、変更工事費等及び計画内容（例　谷止工　○基　○○○㎥）を記入する。
４　変更理由は、簡明に記入する。

様式４－１

索引番号	
流 域 名	

治 山 台 帳 箇所別表

施行年度			事業名		工種（施設名）	
施行地の概要等	小流域(支流)及び地区名				位置	県 市 町 字 番 郡 村
	施行面積等	渓間安定面積 ha 山腹工事面積 ha 保安林管理道 幅 m,延長 m	保安林種及び編入年月日	年 月 日	森林所有者	
	施行効果面積		竣工額		保全対象の概要	人家（ 戸），公共施設（除，道路）（ 戸，m，㎡），鉄道（ km），国・県・市町村道・林道（ km），その他（ ）
	工事期間		登載月日			
備考	〔現場担当者〕 〔検査員〕 〔請負者〕 〔その他参考事項〕					

事業の内容（種類・構造・施工額等）							施設の経過（点検整備状況）			
工種	構造	数量	単位	単価	金額	備考	年月日	点検整備の状況等	点検者	備考

記載要領

１．治山台帳・箇所別表は、年度ごとに、事業の種類別、箇所別に作成する。１箇所の施行に２年度以上を要するものは、各年度ごとに記載し、竣工年度において一括表を付する。

２．繰り込み順序は、流域ごとに毎年度継続して一連の索引番号を付し、流域ごとに小流域、年度、索引番号に繰り込むものとする。（この場合、小流域区分ごと等に適宜見出し又は番号を設ける。）

３．小流域とは、一定のまとまりをもって治山事業を計画的・効率的に実施するのが適当な区域をいい、支流域を実態に応じて細分（おおむね500ha程度）したものとする。

４．改廃、補修等のほか記載事項に異動がある場合は、その都度整理する。（様式４－２及び４－３においても同様とする。）
　なお、記載内容に誤りがあるときは、朱線を画して訂正の上、備考欄に訂正年月日を記入し、取扱者が押印する。

５．工種（施設名）欄は、主たる工種（例えば、谷止工、山腹工等）をもって記入する。

６．施工地の概要等欄、施行面積等欄は、様式２－５－(1)－(ア)～（カ）の表中の施行面積等を記入する。

７．事業の内容欄、工種は、渓間工、保安林管理道は全ての工種を、山腹工は面積及び主たる工作物等について記入する。なお、現場管理費、一般管理費等間接経費については、工種欄に一括計上する。

８．施設の経過欄は、点検状況（施設の破壊、崩壊拡大の有無、植栽木の枯損等の状況及び機能発揮の状況等）又は整備・補修・保育等を行った場合の状況をそれぞれ簡明に記入する。

９．金額は千円単位で記入する。

様式４－２

索引番号	

治　山　台　帳　　**図 書 等**

〔構造図・平面図〕

〔完成写真〕

記載要領

１．治山台帳・図書等は、治山台帳・箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真をちょう付する。なお、写真のちょう付が困難な場合は、別紙を用いて添付しても差し支えない。

様式４－３

流　域　名	
小領域(支流) (地　区　名)	

治　山　台　帳　　総 括 表

索引番号	施行年度	事 業 名	工　種 施設名)	数　量	単位	竣　工　額	施行効果面積	備　　考
						千円	ha	

記載要領

１．治山台帳・総括表は、小流域ごとに作成し、治山台帳・箇所別表により毎年度当該年度の施行分を記入の上、流域ごとに絞り込むものとする。

　なお、地区を設定して実施する事業に係るもので、本総括表の小流域よりも当該地区の範囲が広汎な場合は、小流域欄（様式４－１記載要領３参照。）欄（右上）に地区名及び枝番号を付記する。例、（小流域）○○川、（地区名）水源地域○○地区３－１

２．箇所数（施設の数量）及び竣工額等について、毎年度の計及び累計実績を記入する。

３．本表の裏面に、施行位置図を添付し、主たる工作物について、位置、施行年度、索引番号等を簡明に記入する。

様式５　補助表

治 山 施 設 点 検 整 備 表

事　業　名		索引番号	
施　業　地		施行年度	
点　検　整　備　状　況			
点検年月日	点　　検　　者	点 検 状 況	整 備 状 況

記載注意

１　本表は、治山台帳の補助表として作成する。

２　事業名、索引番号、施業地、施行年度は、治山台帳と一致させる。

３　点検年月日は、施設の点検整備を行った年月日を記入する。

４　点検者は、官職氏名を記入し、これを捺印する。

５　点検状況は、施設の破損状況、崩壊の有無、植栽木の枯損状況、機能発揮の状況等について簡明に記入する。

６　整備状況は、施設の補修状況、保育状況等について簡明に記入する。

5 平成〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表

（1）ーア　計画表（保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、生活環境保全林整備事業、自然環境保全治山事業及び環境防災林整備事業を除く。）

県（都道府）

計画番号		流域名		事業名			施工予定期間			森林の機能区分			
箇所				実施基準			新継別			事業評価			
全体計画			実施済		〇〇年度計画			協議額			次年度以降計画			保安林種及び指定年月日	地すべり防止区域指定年月日
工種	数量	本工事費等	数量	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等		
														事業対象区域面積	荒廃地等面積
														整備対象区域面積	荒廃森林面積
														森林面積	地すべり地面積
														保安林面積	土砂量
														保安林率	既往の災害等
														主要樹種	災害の種類
														人天割合	災害発生年次
														林齢	被災状況
														疎密度	山地災害危険地区
														保全対象	山腹崩壊
														人家	土砂流出
														工場・旅館等	地すべり
														（換算戸数）	なだれ
														学校	参考事項
														官公署	地質
														病院	年平均降水量
														鉄道	他事業との関連
														道路	
														港湾	備考
														田	
														畑	
														1・2級河川	
														その他	
														その他	
合計				（　　）											

記載要領

1 各記載欄は、全体計画作成等要領（平成14年6月12日付け14林整治409号。以下「全体計画」という。）第6の様式1及び2について（以下「全体計画様式」という。）の記載内容と一致させる。

2 予防治山事業における保全対象欄は、当該年度に該当するものを記載する。

3 金額は、単価は、単位円、本工事費等は単位千円とし、実施済額本工事費等の合計の欄の下段（）内に進捗率を記入する。

4 測量及び試験費、付帯工事費、用地費及び補償費を必要とする箇所はその内容、必要額を記入する。

5 現場管理費、一般管理費等は、工種欄に「その他」の項を設け、一括して必要額を計上する。

6 事業評価の欄は、再評価の実施（予定）年度及びその内容を記入する。

7 その他の欄は、採択基準に係る事項等を記入し、必要に応じて関係資料を添付する。

8 地域防災総合治山事業のうち火山地域防災機能強化総合治山事業については、その他の欄に火山活動が活発化している地域等の名称及びその活動状況・経緯について記入する。

9 その他の事項については、全体計画様式1－1の記載要領に準ずる。

5－(1)－イ　森林土木効率化等技術開発事業計画表

県(都道府)

計画番号		流域名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇所		実施基準		新継別		事業評価	

実施する工法の内容	
○省力・機械化工法	○建設費縮減を図る工法
○安全性を確保する工法	○緊急施工に対応して工期短縮が可能となる工法
○自然環境の保全に留意した工法	○木材の利用の拡大を図る工法
	○その他新技術を利用した工法

全体計画			実施済		○○年度計画			協議額			次年度以降計画		
工種	数量	本工事費等	数量	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等	数量	単価	本工事費等
合計				( )									

保安林種及び指定年月日		荒廃地等面積	
		荒廃森林面積	
事業対象区域面積		地すべり地面積	
整備対象区域面積		土砂量	
森林面積		既往の災害等	
保安林面積		災害の種類	
保安林率		災害発生年次	
主要樹種		被災状況	
人天割合		山地災害危険地区	
林齢		山腹崩壊	
疎密度		土砂流出	
保全対象		地すべり	
人家		なだれ	
工場・旅館等		参考事項	
(換算戸数)		地質	
学校		年平均降水量	
官公署		他事業との関連	
病院			
鉄道			
道路			
港湾		備考	
田			
畑			
1・2級河川			
その他			
その他			

記載要領

1　様式(1)ーアの記載要領に準ずる。

５－（１）－ウ　林地荒廃防止事業計画表

県（都道府）

計画番号		流域名				施工予定期間			森林の機能区分					
箇　所				実施基準		新継別			事業評価					
全体計画			実施済		○○　年　度　計　画			協　　議　　額				保安林種及び指定年月日		荒廃地等面積	
工　種	数　量	本工事費等	数　量	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等	数　量	単　価	本工事費等			荒廃森林面積	
														事業対象区域面積		土砂量	
														整備対象区域面積		既往の災害等	
														森林面積		災害の種類	
														保安林面積		災害発生年次	
														保安林率		被災状況	
														主要樹種		特殊立法区分	
														人天割合		災害名	
														林齢		市町村への委任有無	
														疎密度		激甚災害指定年月日	
														保　全　対　象		指定基準	
														人　家		実施した事業名	
														工場・旅館等		山地災害危険地区	
														（換算戸数）		山腹崩壊	
														学校		土砂流出	
														官公署		地すべり	
														病院		なだれ	
														鉄道		参　考　事　項	
														道路		地質	
														港湾		年平均降水量	
														田		備考	
														畑			
														1・2級河川			
														その他			
														その他			
合計				（　　）													

記載要領

1 指定基準欄は、「激甚災害指定基準」、「局地指定基準」の別を記載すること。

2「激甚災害指定基準」に該当する場合は、林地荒廃防止事業の実施を計画している市町村で実施された次の事業を記載すること。

「林地荒廃防止施設災害復旧事業」、「災害関連緊急治山事業」、「林地崩壊防止事業」、「森林災害復旧事業」

3 その他の事項については、様式（１）－アの記載要領に準ずる。

５－（１）－エ　共生保安林整備事業計画表

都道府県名：	計画期間	平成　　年度～平成　　年度

計画番号	事業箇所 郡（市）町 （村）大字字	事業区分	事業計画 本工事費　等	事業計画 計画内容	事業計画 施行予定年　　度	事業の必要性等	備考
		計					
		計					
		計					
		計					
合計							

注）１　事業区分は、生活環境保全林整備、環境防災林整備、自然環境保全治山の別を記入する。
　　２　金額は、単位千円とする。
　　３　計画内容は、主たる工種、数量を記入する。
　　４　事業の必要性等は、実施要件に係る事項、所管の別、特殊立法等の区分を記入する。
　　５　当年度に事業実施を予定する箇所はすべて記載する。
　　６　計画の変更を行う場合は、変更理由を記載した書面を添付の上、表中の上段に変更前の数値を、
　　下段に変更後の数値を記載する。

５－(１)－オ　保安林管理道整備事業計画表

県(都道府)

計画番号		流域名		管理道名		施工予定期間		森林の機能区分	
箇　所				実施基準		新継別		事業評価	

事業対象地域の概要						備考
事業対象区域面積		荒廃地面積		森林面積		
整備対象区域		荒廃森林面積		山地荒廃率		
保安林(予定)面積		指定予定年月日		保安林率		
非皆伐施業保安林(予定)面積		指定予定年月日		保安林率		
保安林種		所有形態	都道府県 %	市町村 %		
地質			財産区 %	共有 %		
山地災害危険地区数			個人 %	その他 %		

事業計画

区分	全体計画		実施済額			平成○○年度計画			協議額		
	数量	工事費	数量	工事費	進度(%)	数量		進度(%)	数量	工事費	進度(%)
開設											
改良											
その他											
計		B									

事業対象地域の治山事業計画					事業計画概要	他事業との関連・その他
区分	全体計画		平成○○年度計画			
	数量	工事費	数量	工事費	事業対象地域の治山事業全体に占める割合(B／(A＋B)) %	
渓間工	( )	( )			全幅員 m　車道幅員 m	
山腹工					本事業対象地域外を通過する延長 m　全延長の %	
保安林整備						
作業道						
その他						
計		A				

起終点に接続する道路等の実態	起点			終点		
	種類	延長	幅員	種類	延長	幅員

記載要領

1 所有形態欄は、都道府県、市町村、財産区、共有、個人その他に分けて、対象地域の森林面積に占める割合を記入する。

2 他事業との関連・その他欄は、本事業対象地域内における他事業（造林、林道事業等）の実施状況及び今後の計画概要、本事業との調整状況等について記入する。

3 事業対象地域の治山事業計画欄における全体計画には、本事業対象区域内の治山計画額を記入する。また、実施済額を上段（）に内数で記入する。

4 起終点に接続する道路等の実態欄における種類は、国道、都道府県道、市町村道等とする。

5 その他の事項については、様式（1）ーアの記載要領に準ずる。

〇〇県 〇〇事務所

計画番号		流域名		施行予定期間	H　（　年間）	危険地区数	地区	関係自治会数	自治会
事業名	山地災害総合減災対策治山事業　（〇〇治山タイプ）			地区名	〇〇県 〇〇市　△△町　◇◇　字　××　地内				

■対策

●ハード対策（山地災害危険地区対策）

危険地区	現状	復旧計画
崩壊土砂流出ランク		
山腹崩壊　ランク		
対象危険地番号は全て記載		

●ソフト対策（山地災害危険地区の周知等）

■計画区域

■タイムスケジュール

区分	１年目												２年目												３年目												４年目												５年目											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

凡　例

記載要領

1　危険地区数は、当該計画区域内の山地災害危険地区数を記載する。
2　ハード対策における危険地区欄は、「崩壊土砂流出」等該当危険地区名とランクを記載する。
3　ハード対策における現状欄は、計画箇所の現状を簡潔に記載する。
4　ハード対策における復旧計画欄は、当該計画箇所の谷止工等の計画を簡潔な必要理由とともに記載する。
5　ソフト対策は、計画している内容を記載する。
6　計画区域欄は、当該区域の事業計画図を基に山地災害危険地区、避難場所及び避難経路を記載する。また、縮尺は任意とし、必要に応じて詳細な図面を添付する。
7　タイムスケジュールは、減災計画によるハード対策・ソフト対策を時系列に沿って記載する。
8　凡例は、計画区域欄の各種計画の凡例を記載する。